

令和 5 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(6 月 定 例 会 議 事 録)

令和5年6月12日(月) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 202会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(16名)

1. 長 森 健 樹	2. 井家上 淑子	3. 高 畑 亨	4. 齊 藤 主税
5. 仁 木 紹 祐	9. 筒 塩 清美	10. 寺 元 久 郎	11. 岡 田 成子
12. 大 峪 毅	13. 吉 野 夏己	14. 高 山 一 英	15. 大 山 正志
16. 植 本 幸 男	17. 竹 内 隆 一	18. 太 田 裕 恭	19. 山 下 英男

欠席委員(3名)

6. 尾 島 宏 明	7. 小 島 仁太郎	8. 坂 本 弘 治
------------	------------	------------

事務局(7名)

尾 埜 局長	大 田 次長	定 兼 主任	上 谷 主任	北 原 主任
亀 澤 主任	大 内 主事			

議 事

- 議案第 17号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 18号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 19号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 20号 非農地証明願承認について
- 議案第 21号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 22号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 23号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）
- 議案第 24号 津山市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について
- 議案第 25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
- 報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

尾 埜 局 長

定刻が参りましたので、令和5年6月の津山市農業委員会定例会を始めます。
本日は、委員19名中16名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

長 森 会 長

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

皆様ご苦労様です。先日東京で行われた全国農業委員会会長大会に出席しましたのでご報告いたします。ロシアのウクライナ侵攻や物価高騰の状況が続いており、資材価格の高騰、米価の低迷といった不安定な事態が続いております。そのため、持続可能な農業、明確な食料安全保障の確立が必要とのことでした。

そのため、地域農業にとって指針となる地域計画が全ての市町村で策定されることになり、農業委員会においては目標地図の考案作成が求められています。担い手不足が深刻な地域にとっても、地域の危機意識を共有していく機会となりますので、委員が中心となって活動をしていくようによろしくお願いいたします。

事 務 局

次に岡山市で開催された、農業委員会会長・事務局担当者会議の報告について事務局から説明をお願いします。

令和5年度市町村農業委員会会長・事務局担当者会議が、5月29日岡山市で開催され、会長と事務局長が出席いたしました。

大きな議題として、令和5年度岡山県農業会議事業方針と当面する課題について、農業委員会における農地利用最適化活動について、今後のスケジュールについての3つの議題が話し合われました。

事業方針や当面の課題について、色々説明がありましたが、大きな項目としては、8月以降の定例会で改めて詳しくご説明をし、ご依頼を申し上げますが、地域計画の策定がございます。地域計画とは、将来の農地のあり方や担い手について、1筆毎に図を描いていくものになりますが、計画の策定期間が本年度と来年度の2カ年になっておりますので、短期間で膨大な作業をお願いすることになります。現在、どのような形で進めるのか、説明会や協議の場が設けられている段階で、7月20日以降新たな任期の農業委員さん推進委員さんが決定したのちに、詳しく御説明させていただけたらと考えておりますので、その際は主導的な立場でご協力をお願いいたします。

続いて、今後のスケジュールについての説明では、8月から10月のどこかで新任委員さんの研修会が吉備中央町か岡山市で開催されます。また、全委員さんの研修会が10月から12月のどこかで吉備中央町か岡山市で開催されます。

続いて、おめでとうございますご報告ですが、同日おかやま女性農業委員会総会が開催され、井家上委員が会長に選出されました。今まで以上にご負担をお掛けいたしますが、よろしくお願いいたします。

長 森 会 長

以上で、簡単ですがご報告を終わります。

報告ありがとうございました。

太 田 委 員

それでは、先程開催された運営委員会の報告を太田委員よろしくお願いいたします

先ほど開催されました第3回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしくお願いいたします。

長 森 会 長

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。
14番高山委員、15番大山委員よろしくお願いいたします。

事 務 局 (津 山)

それでは、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

議案の説明の前に取り下げが1件ありましたので、ご連絡いたします。

2ページの申請番号2-1についてですが、申請が取り下げられましたので、議

事務局（加茂）

案からの削除をお願いします。繰り返します。２ページの申請番号２－１の申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。

それでは、議案第１７号の説明をいたします。

今回、津山地区から３件、加茂地区から１件、勝北地区から２件、久米地区から３件、合計９件の申請です。議案書のページで申しますと、１ページから３ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

１－１についてですが、東京都葛飾区の７５歳の女性から、真庭市蒜山富山根の４８歳農業の男性への、増反による所有権移転です。また、譲受人は野介代の実家を拠点として農業をしており、通作距離、農作業従事日数ともに問題ないと思われます。

続きまして１－２についてですが、小原の５４歳の男性から、野村の５３歳会社員の女性への、贈与による所有権移転です。

続きまして１－３についてですが、戸島の８８歳の男性から、同じく戸島の６４歳団体職員の男性への、贈与による所有権移転です。

以上、津山地区の申請３件は全て、農地法第３条第２項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

２－２についてですが、加茂町公郷の６８歳の男性から、岡山市北区に本店を置く合同会社への地上権設定です。これは、譲受人が営農型太陽光発電施設を譲渡人の農地の上部空間に設置するため、地上権を設定するものです。営農型太陽光発電施設とは、農地に簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電施設となります。

また、地上権設定の許可基準は、農地法第３条第２項ただし書きにおいて第２項各号の判断基準の審査は不要となっており、地上権設定後に当該申請地が適切に耕作できるかどうかはその基準となります。この案件につきましては、権利が設定される農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えております。

以上、加茂地区の申請１件は、農地法第３条第２項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区分の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

４－１、４－２の２件についてですが、譲渡人と申請事由が同一のため一括して説明します。これらは、奈良県奈良市の８２歳の女性から、４－１は安井の６４歳農業の男性へ、４－２は安井の８０歳農業の男性へ、いずれも増反による所有権移転です。

以上、勝北地区の申請２件は、農地法第３条第２項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

５－１についてですが、岡山市中区の８３歳の男性から、中北上の７０歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして５－２についてですが、鏡野町小座の７５歳の女性から、宮部下の４２歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして５－３についてですが、油木上の６９歳の男性から、岡山市北区の７４歳農業の男性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

				以上、久米地区の申請3件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。 議案第17号の説明は以上です。
長	森	会	長	ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見ををお願いします。
長	森	会	長	1番長森です。 小島委員がご欠席のため代わりにご説明します。1－1ですが、先ほど事務局からの説明がありましたが、農業拠点が野介代ということで問題ないと思います。 1－2ですが、贈与による所有権移転であり、特に問題ないと担当委員から伺っております。
高	畑	会	長	3番高畑です。 1－3ですが、親子間の贈与ということで、特に問題ないと思います。
寺	元	委	員	10番寺元です。 2－2についてですが、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定ということで特に問題ありません。
岡	田	委	員	11番岡田です。 4－1についてですが、譲受人の方はこれから農業法人で農業を頑張っていかれるということで問題ありません。 4－2についてですが、譲受人の方は一生懸命農業をされておられますので、特に問題ありません。
植	本	委	員	16番植本です。 5－1についてですが、6月5日に推進委員と現地確認を行いました。適正に耕作されておりますので、問題ないと思います。 5－2についてですが、以前に申請があり、農地管理の是正後に申請があったものです。特に問題ありません。
太	田	委	員	18番太田です。 5－3についてですが、住所が岡山市ですが、平日の月曜日から金曜日までは申請地隣地に居住されており、土・日曜日に市外へ生活拠点を移されるようです。新規就農ということですが、家庭菜園、管理等を行う予定となっております。
長	森	会	長	ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
	*			ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*			ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 それでは次に議案第18号農地法第4条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。
事	務	局	(津山)	議案第18号の説明をいたします。 今回、津山地区から3件、加茂地区から1件の合計4件の申請です。議案書のページは4ページから5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1－1番・山北の畑、907㎡の件です。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、山北にお住いの男性です。転用事業者は近隣の住民や法人等に駐車場として貸し付けるために転用するものです。転用にあたり、隣接地と同程度まで地盤を上げ、境界付近に水路及び溜めます新設し、雨水については新設した水路から既設水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないも

事務局（加茂）

長 森 会 長

大 山 委 員

高 山 委 員

仁 木 委 員

山 下 委 員

のと考えます。

1－2番・吉見の畑、134㎡の件です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、墓地及び墓地管理地です。転用事業者は、吉見にお住いの男性です。転用事業者は、他界した父の墓地を整備するために転用するものです。転用にあたり、土地の形状を変えるような造成は行わないため、土砂の流出の恐れは少ないと思われます。また、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1－3番・東田辺の宅地、126.41㎡の追認案件です。農地区分は、農振除外された土地ですが、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅及び進入路です。転用事業者は、東田辺にお住いの男性です。転用事業者は居宅を建築、また進入路を造成する際に、測量を行わずに実施したため、居宅の一部や進入路が農地に入り込んでおり、今回、その是正のため、転用の申請がなされたものです。転用にあたり、隣接地との境界付近にはコンクリート擁壁を設置しており、雨水については、敷地内に設置している排水路から道路側溝へ排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。東田辺町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2－1番・加茂町宇野の宅地、499㎡の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、物置兼休憩小屋で、施設の概要は全高3.2m程度の物置兼休憩小屋1棟です。転用事業者は、兵庫県神戸市にお住まいの男性です。転用事業者は、農作業の途中で雨風を凌ぐための物置兼休憩小屋を、許可を得ず建築してしまっていたもので、是正のため申請がなされたものです。転用にあたり、境界部分については、盛土等せず、雨水排水については、自然浸透させ、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第18号の説明は以上です。

ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からご意見をお願いします。

15番大山です。

1－1についてですが、周囲は住宅地であり住民の駐車場の確保が必要であると聞いております。問題ないと思います。

14番高山です。

1－2についてですが、6月4日に推進委員と現地確認を行いました。分筆線を確認し、墓地及び墓地管理地と進入路ということで問題ありません。

5番仁木です。

1－3についてですが、譲受人は個人事業主であり、この度ご親族の住宅を建築する計画の際に、申請地の農地が宅地に進入していることが判明し是正を行うものです。特に問題ありません。

19番山下です。

2－1についてですが、市外から申請地の管理のために来られた際に、物置兼休憩小屋を建ててしまったという追認案件になります。致し方ないと思います。

長 森 会 長	ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	ありません。
	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
	続きまして議案第19号農地法第5条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。
事務局（津山）	それでは、議案第19号の説明をいたします。
	今回、津山地区から所有権移転8件、使用貸借権設定3件、加茂地区から賃貸借権設定1件、久米地区から使用貸借権設定1件の合計13件の申請です。議案書のページは6ページから9ページです。
	1－1番・野介代の田、492.87㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場及び物置設置用地です。転用事業者は、野介代にお住まいの男性です。転用事業者は申請地付近で内装業を営んでおり、将来を見据えて事業を拡大する為、駐車場と物品を保管する物置を設置する用地として転用の申請がなされたものです。転用にあたり、大きな形状変更は行わず、採石を敷く程度の造成であり、雨水については、既存水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
	1－2番・小田中の畑、1,012㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は小原に本店を置く資本金の額100万円の合同会社で、主な事業は建設材料卸売業です。転用事業者は、令和4年5月に建設資材等を扱う会社を立ち上げており、会社の駐車場を探していたところ、条件に合う土地が見つかったため転用の申請がなされたものです。転用にあたり、境界付近には既存のコンクリート擁壁または法面があり、雨水については、既存水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。笠松町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
	1－3番・大田の田、1,374㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、老人ホームです。転用事業者は岡山県勝田郡勝央町に本店を置く資本金の額100万円の株式会社で、主な事業は居宅サービス業です。転用事業者は、事業拡大のため、住宅型有料老人ホームの施設用地として利用するために転用の申請がなされたものです。転用にあたり、東側の道路と同じ高さまで盛り上げて整地します。北・南・西側は隣接地の方が高いため、土砂の流出は無いと思われます。また、雨水については既存の水路に排水し、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。大田池水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
	1－4番・中島の田、1,078㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設です。転用事業者は大阪府大阪市に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は発電業です。転用にあたり、造成は行わず一部に浸透性のある防草シートを敷く計画になっています。また、雨水については自然浸透及び、既存水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1－5番・大谷の宅地、62㎡、使用貸借権設定の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、カーポートです。転用事業者は、兵庫県三田市にお住まいの男性です。転用事業者は父親の居宅を増築した際に、宅地内に駐車場の確保が困難であったため、農地に許可を得ずカーポートを設置してしまっており、今回は是正のため転用の申請がなされたものです。転用にあたり境界付近には、西側は石積み、南側はコンクリートブロックを設置しており、北・東側は隣接地と同じ高さであるため、土砂の流出の恐れは少ないと思われます。また、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状となっていることを確認しています。大谷町内会から差し支えない旨の同意書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1－6番及び1－7番は、譲渡人及び転用目的、面積などが同じであるため、一括して説明致します。新田の畑、33㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、墓地及び墓地管理地です。転用事業者は、新田にお住まいの男性です。転用事業者は墓地が無いため、建墓用地及びその管理地として利用するために転用の申請がなされたものです。転用にあたり、墓地の外周には擁壁を設け、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1－8番・下田邑の畑、364㎡、使用貸借権設定についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約6.7mの居宅1棟で、建ぺい率は25.4%です。転用事業者は、東一宮にお住まいの男性です。転用事業者は現在アパートに住んでおりますが、将来を見据え、実家付近の父親の土地を借り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界付近はコンクリート擁壁又は、法面を設置し、雨水については、敷地内に水路及び沈殿ますを設け、既設水路に排水します。また、生活雑排水については合併浄化槽で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田邑土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1－9番・東一宮の田、414㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地2区画です。転用事業者は横山に本店を置く資本金の額500万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界付近は西側に境界ブロックを、北側にL型擁壁を設置する計画になっており、東側は既設の擁壁、南側は既設の側溝があります。また、雨水については、敷地内に水路を設置し既存の側溝に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1－10番・東田辺の田、499㎡、所有権移転についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約3.9mの居宅1棟で、建ぺい率は24.7%です。転用事業者は、東田辺にお住まいの男性です。転用事業者は現在両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、祖父の土地を譲り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界付近は間知ブロック等を設置し、雨水については敷地内に水路を設け、既存水路に接続します。また、生活雑排水については合併浄化槽で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。東田辺町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分か

事務局（加茂）

事務局（久米）

長 森 会 長
大 山 委 員

高 畑 委 員

長 森 会 長

ら見て問題ないものと考えます。

1-1-1番・東田辺の田、318㎡、使用貸借権設定についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は東田辺に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は建設業です。転用事業者は、事業拡張に伴い資材置場が不足しており、事務所付近の申請地を借り受け利用するために転用の申請がなされたものです。転用にあたり、大きな形状変更は行わず、採石を敷く程度の造成であり、雨水については、自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。東田辺町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番・加茂町檜井の田、2,548㎡の内0.47㎡、賃貸借権設定の件について、説明します。また、この件につきましては、先ほどの議案第17号と関連した申請となっています。農地区分は、農用地域域内にある農地のため農用地です。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置のための支柱部分等についての一時転用で、転用期間は営農者が認定農業者のため、令和5年7月1日から令和15年6月30日までです。転用事業者は、岡山市北区に本店を置く資本金の額1万円の合同会社で、主な事業は発電業です。転用にあたり、大きな造成を行わないため、土砂流出の恐れは少ないものと考えます。また、雨水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び営農への影響の見込み書などが添付されております。農用地域域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

加茂地区の説明は以上です。

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1についてですが、宮尾の畑、220㎡、使用貸借権設定についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約5.0mの居宅1棟で、建ぺい率は43.6%です。転用事業者は宮尾にお住まいの女性です。現在、実家で両親と同居しておりますが、子どもの成長を見越し、実家近くの申請地へ居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側には擁壁を設置し、西側は隣接地のほうが高く、雨水排水については、排水路を設け既存の道路側溝に排水、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。森上水利組合から差し支えない旨の同意書の提出を受けております。他に、代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第19号の説明は以上です。

ありがとうございました。続きまして、担当委員からご意見をお願いします。

15番大山です。

1-1についてですが、事業用途として使用されるということで問題ないと思います。

1-2についてですが、会社の露天駐車場ということで問題ないと思います。

1-3についてですが、譲渡人と譲受人はご兄弟ということで、特に問題ないと思います。

3番高畑です。

1-4についてですが、転用による周囲への悪影響はない場所と考えております。

1番長森です。

坂本委員がご欠席のため代わりにご説明します。1-5についてですが、追認案

				件でもあり特に問題ありません。
井	家	上	委 員	2 番井家上です。
				1－6 及び 1－7 についてですが、同様の転用事由のため一括して説明します。周辺は墓地及び墓地管理がある場所になり、同様の転用事由ということで問題ないと思います。
長	森	会	長	1 番長森です。
				1－8 についてですが、一般住宅の転用ということで特に問題ないと思います。
仁	木	委	員	5 番仁木です。
				1－9 についてですが、学校近くへの分譲計画ということで問題ないと思います。
				1－10 についてですが、譲受人と譲渡人はご親族であり、一般住宅を建てられるということで問題ありません。
				1－11 についてですが、議案第 18 号の関連であり、自社の資材置場を確保するというので問題ありません。
寺	元	委	員	10 番寺元です。
				2－1 についてですが、議案第 17 号の関連議案ということで、特に問題ないと思います。
大	塚	委	員	12 番大塚です。
				5－1 についてですが、親子間での使用貸借ということで、問題ありません。
長	森	会	長	事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続いて議案第 20 号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。
高	畑	委	員	3 番高畑です。
				1－1 についてですが、昭和 57 年頃に農地の上に一部家屋が建っており、残った農地部分についても農地利用されていない状況です。致し方ないと思います。
井	家	上	委 員	2 番井家上です。
				1－2 についてですが、昭和 58 年頃に一般住宅を建てられており、この度分筆を行った上で是正を行うものです。推進委員と現地を確認しております。
				1－3 についてですが、河川改修の際の残地と、農地の上に記念碑が建っております。農地として利用すること、復旧することは難しいと思いますので、致し方ないと思います。
山	下	委	員	19 番山下です。
				2－1 についてですが、細長い農地であり、今後も農地として利用することは難しいと判断しております。
				2－2 についてですが、平成 17 年頃から宅地利用しているということで、致し方ないと思います。
岡	田	委	員	11 番岡田です。
				4－1 についてですが、自宅の前を駐車場や庭として利用しているものと、山林原野の部分については、農地の入り口については草刈管理をされていますが、大部分は笹等で覆われており、致し方ないと思います。
				4－2 についてですが、昭和 63 年頃に倉庫を建ててしまったということで、致し方ないと思います。
長	森	会	長	筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。
		*		ありません。

長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続きまして、議案第 2 1 号耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、筆頭者から説明をお願いします。
大	山	委	員	1 5 番大山です。
				1 - 1 についてですが、狭小地の傾斜地であり農地としての利用は難しいと思います。今後隣地で転用があり擁壁等をされるのではと推測しております。
				1 - 2 についてですが、1 筆は採石等があり、原野化しており農地復旧は難しいと判断しています。またもう 1 筆については竹藪になっており復旧は難しいと考えます。
				1 - 3 についてですが、傾斜地であり農地利用はされていませんでしたが、近所の方が除草管理等を行っていたようです。所有者が県外であり、管理が難しいことから申請に至ったものです。
山	下	委	員	1 9 番山下です。
				2 - 1 についてですが、狭小地で山林原野化しており致し方ないと思います。
寺	元	委	員	1 0 番寺元です。
				2 - 2 についてですが、会長、会長代理、事務局とで現地確認を行いました。写真がお手元にあると思いますが、笹等が繁茂し、農地へ復旧することが難しいと判断しております。
太	田	委	員	1 8 番太田です。
				5 - 1 についてですが、現地は笹や葛が繁茂しており、また所有者が県外在住であり管理ができないということで、致し方ないと思います。
長	森	会	長	ありがとうございます。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続きまして、議案第 2 2 号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事	務	局		議案第 2 2 号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。
				議案書のページは、1 5 ページから 1 9 ページです。1 5 ページ、1 6 ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、貸借権によるものが津山地区 1 1 件、加茂地区 1 件、勝北地区 2 件、久米地区 3 件の合計 1 7 件、所有権移転によるものが勝北地区 1 件、久米地区 1 件の合計 2 件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。
				議案第 2 2 号の説明は以上です。
長	森	会	長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続きまして、議案第 2 3 号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）、事務局から説明をお願いします。
事	務	局		議案第 2 3 号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）、を説明いたします。

				議案書のページは、２０ページから２７ページです。２０ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、津山地区２９件、勝北地区２件、久米地区４件の合計３５件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。
長	森	会	長	議案第２３号の説明は以上です。
		*		議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
長	森	会	長	ありません。
		*		ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
長	森	会	長	ありません。
				異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
事	務	局		続きまして、議案第２４号津山市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について、事務局から説明をお願いします。
				それでは、議案第２４号の説明をいたします。
				この件は、運営委員会において協議された農地利用最適化推進委員候補者３５名を、津山市農地利用最適化推進委員として委嘱することについて審議するものです。任期は令和５年７月２０日から令和８年７月１９日までの予定です。なお、委嘱までの間に候補者に事故等があり辞退される場合、または、資格要件を満たさなくなった場合には、区毎に次点の候補者を委嘱するものとしてよろしいでしょうか。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
長	森	会	長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続きまして、議案第２５号相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、事務局から説明をお願いします。
事	務	局		まず、制度の説明をさせていただきます。
				相続税の納税猶予制度とは、農業相続人が農業を営んでいた被相続人等から農地を相続し、農業を継続する場合などについて一定の要件のもとに納税猶予期限までその納税を猶予され、原則として一定の要件に達したときに免除されるという制度です。農地の納税猶予を受けるためには、相続税申告書の提出期限までに相続人がその農地を取得し、かつ農業経営を開始することや全ての農地を効率的に利用し、適正に管理し農業経営を行っていること等が要件となります。その要件を満たしていることの証明を農業委員会が行い、相続人はその適格者証明書を添付して税務署に申告書を提出しなければなりません。この適格者証明書を交付してよいかを定例会にて審議していただくことになります。以上が納税猶予の説明となります。
				それでは２９ページ議案第２５号について、説明いたします。今回、津山地区から１件の申請です。
				この申請は、相続により取得する農地に対し、「相続税の納税猶予制度」を適用するために、相続人から証明願が出されたものです。この度申請者の農地について現地確認をしたところ、全ての農地を効率的に利用し、適正に管理し農業経営を行っていましたので、適格者としての要件を満たしていると考えられます。
				議案第２５号の説明は以上です。
長	森	会	長	ありがとうございます。続きまして、担当委員からご意見ををお願いします。
大	山	委	員	１５番大山です。現地確認を行ったところ、耕起管理、草刈管理、野菜作付と農地管理をされており、問題ないと思います。
長	森	会	長	筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。

	＊			ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	＊			ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続きまして、報告第４号農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
事		務	局	報告第４号について説明します。議案書のページは３０ページから３９ページです。今回は、相続によるものが１４件７８筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。
				報告第４号の説明は以上です。
長	森	会	長	議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何か審議が必要な事案はありますか。
	＊			ありません。
長	森	会	長	ないようですので事務局から次回開催について説明をお願いします。
事		務	局	次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
				次回、７月の定例委員会ですが、令和５年７月１０日月曜日午後２時より、市役所本庁舎２階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、７月の定例委員会ですが、令和５年７月１０日月曜日午後２時より、市役所本庁舎２階大会議室で行います。運営委員会は、午後１時３０分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎４階農業委員会室に午後１時３０分までにお越しください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。
長	森	会	長	ありがとうございました。それではこれをもって定例会の審議を終了いたします。

(１５：０５終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員
